

## 住 宅 改 修 Q & A

この Q&A は国から提示されている回答と市独自の取り決めを Q&A にまとめたものです。ただし、あくまでこの Q&A は例示であることから、似たようなケースであっても詳細部分の違いにより判断が異なってくる場合もあることをご了承いただくとともに、判断に迷う場合は長寿介護課住宅改修担当までお問い合わせください。

(さぬき市長寿介護課:0879-26-9904)

| 項目   | 質問   | 回答   |
|------|--|--|
| 申請関係 | 領収書は写しでもよいか。   | 申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。  |
|      | 領収書の宛名が申請者の同居親族名でもよいか。   | 申請者以外の宛名で作成されている領収書は無効となります。   |
|      | 申請の際に添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。       | 工事費内訳書において、材料費・施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。 |
|      | 申請書に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のないカメラの場合はどうすればよいか。 | 工事現場等で黒板に日付等を記入して写真に写しこむことで対応してください。   |
|      | 住宅改修申請の時効は2年とのことですが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日(領収日)か。          | 支払日(領収書に記載されている日付)が基準となります。  |

| 項目       | 質問  | 回答  |
|----------|---|---|
| 手すりの取り付け | 手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型(棚上のもの)もあるが、住宅改修の支給対象となるか。                        | 支給対象となります。手すりの形状については申請者の身体状況に応じた形状を選択してください。   |
|          | 介護保険制度の施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は対象となるか。                | 単なる老朽化を理由としたものは認められません。<br>なお、身心状態の変化により既存の手すりでは支障がある場合は、手すりの付け替えは対象となります。                                |
|          | 2階建て家屋で普段は1階で生活している。洋服を2階に保管しており、衣替えのために年数回のみ階段を利用する場合に、手すり取付けは住宅改修の対象となるか。 | 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とするため、年数回の利用しか見込めない改修については対象外となります。  |
|          | 庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。                                 | 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とするため、庭の手入れは「日常生活上、必要なもの」には該当しないと解されます。一方、洗濯物を干す行為は「日常生活上、必要なもの」に該当するため住宅改修の対象となります。 |
|          | 玄関から道路までの屋外の手すり設置は支給対象となると解してよいか。   | お見込みのとおりです。   |
|          | 玄関に手すりを取り付ける際に、壁ではなく下駄箱に取り付ける場合も支給対象となると解してよいか。                             | 下駄箱が固定され、安全性に問題がない場合は支給対象となります。この場合は理由書にも安全性に問題がないことを確認している旨記載してください。                                     |
|          | はね上げ式の手すりは支給対象となると解してよいか。   | 家屋の形状や申請者の状態により必要であれば支給対象となります。   |
|          | トイレにペーパーホルダー付きの手すりを設置したいが、住宅改修の対象となるか。                                      | あくまで日常生活上必要な手すりの設置のみが住宅改修の対象となるため、ペーパーホルダーに限らず、他の機能・装飾が付いた手すりの設置は支給対象となりません。                              |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 手すりの取り付け | 玄関と勝手口の両方に手すりを取り付けたいが、住宅改修の対象となるか。          | 原則としてはどちらか 1 か所だけが対象となりますが、生活導線上どうしても両方に取り付けないと支障がある場合は、理由書にその旨の記載していただいた上で個別に判断することとなります。   |
|          | アパート等の集合住宅における共用部分の階段の手すりは支給対象となるか。         | 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域等に応じて判断すべきものであると考えられます。 |
|          | 手すり取り付けに係る下地補強の際、張替えが必要となったクロスは費用は支給対象となるか。 | あくまで付帯工事は必要最小限度までしか支給対象としませんので、お尋ねの場合であれば下地補強を行った部分のみの張替えは対象としますが、壁全体の張替えまで行った場合は対象部分のみの案分での対応となります。   |
|          | 家の1階と2階にトイレがあるが、その両方に手すりを取り付けた場合に支給対象となるか。  | 一つの生活動作に対して1カ所の改修を給付対象とするという考え方となるため、原則としてはどちらか片方だけが支給対象となりますが、生活導線や身体状況を勘案し、両方に必要であると判断される場合は支給対象となります。   |

| 項目    | 質問   | 回答  |
|-------|--|---|
| 段差の解消 | 床段差を解消するために浴室内に簀子を作成し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。                                | 浴室内簀子は特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内簀子(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の対象となります。  |
|       | 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。                        | 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。  |
|       | 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。   | 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修のメニューに含まれていないため、支給対象外となります。なお、リフトにつきましては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。   |
|       | 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の通路を設置する工事は対象となるのか。 | 玄関が利用できないことが前提とはなりますが、玄関にスロープを設置する場合と同様に、問いにあるようなスロープは段差の解消として、通路設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。  |
|       | 屋外スロープ設置の際の勾配について基準はあるか。   | 国土交通省から発出されている「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」の第6条第1項第2号にスロープの勾配について「12分の1(約4.8°)を超えないこと」と定められているため、車椅子での自走を前提としている場合はこの勾配を基準とします。ただ、介助者が必ず付くことを前提としている場合は建築基準法施行令第26条で定められている8分の1(約7.1°)を基準とします。 |
|       | 玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。                                     | 支給対象となります。ただし、屋外の段差解消は玄関から道路に出るまでを想定しているので、家の周囲を移動するための工事は対象とはなりません。  |
|       | 申請者が車いすを利用しており、玄関から道路までのスロープを設置する場合、幅ほどの程度まで認められるか。                        | スロープの幅はおおよそ1mほどと考えております。しかし、身体状況やその他条件により対応できない際には理由書にその旨の記載をしていただき、個別での判断となります。  |
|       | 段差解消で敷居を撤去した場合に、扉の下に隙間ができるが、それに伴う扉の交換は住宅改修の付帯工事の対象となるか。                    | お尋ねの場合は、原則としては既存の扉に長さ加工を施した場合等が給付対象となりますので、扉の交換は給付対象とはしません。ただし、加工等が困難で扉の取替えしか方策がなく、かつ安価に施工できる場合は実態に応じて判断します。  |

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| <p>段差の解消</p> | <p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p> | <p>①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えありません。</p>   |
|              | <p>平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。</p>  | <p>浴槽の縁も玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考えられます。</p>   |
|              | <p>浴槽交換による段差解消・滑りにくい床材変更をユニットバス(壁・床・天井・浴槽が一体のもの)の購入設置により行う場合、給付の対象とすることは可能か。</p>  | <p>対象とすることは可能とはなりますが、対象と対象外部分が混在しているため、メーカーからの振り分け表等を確認し、見積書・内訳書に対象部分(浴槽及び床材に係る費用)と対象外部分(それ以外に係る費用)を切り分けて記載してください。</p> <p>なお、切り分けの根拠が提示できない場合は対象外となります。</p> |
|              | <p>現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き3階建て住宅(各階約10坪)の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分(約5坪)に高さ20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体状況から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。</p>  | <p>個別の住宅改修の実態に応じて判断することになります。なお、この問いの場合、床段差の解消に該当すると考えます。</p>   |

| 項目                                | 質問  | 回答  |
|-----------------------------------|---|---|
| <p>滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料変更</p> | <p>滑りの防止を図るための床材の表面加工(溝をつけるなど)は住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたり、カーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。</p> | <p>いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分注意が必要となります。</p> <p>なお、ノンスリップやカーペットについては固定をせずに置いただけでは対象外となります。</p> |
|                                   | <p>階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。</p>                                     | <p>「滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に該当します。</p>  |
|                                   | <p>老朽化や車椅子の通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることは住宅改修の対象となるか。</p>   | <p>老朽化や磨耗を理由とする改修は給付対象とはなりません。</p>  |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| 滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料変更 | 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。 | 居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更(改修)についても認められます。  |
|                            | 畳敷の部屋にベッドを置くこととなったため、床材をフローリングに改修するが、これは住宅改修の対象となるか。  | 床材変更の目的が「移動の円滑化」に該当しないため、給付対象とはなりません。  |
|                            | 屋外通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。  | 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。  |
|                            | 屋外通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。  | いずれも通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。  |
|                            | 玄関から道路までの通路部分の滑り防止の舗装を行う場合、幅についてはどこまで認められるのか。   | 幅については最大で1mほどと考えています。しかし、身体状況やその他条件により対応できない際には理由書にその旨の記載をしていただき、個別での判断となります。<br>なお、敷地全体の舗装を行うような場合は、給付対象部分を按分した上で支給することとなります。 |
|                            | 滑り防止のために居室の畳敷をフローリングに変更するが、その際に隣の部屋の壁を撤去し、1室に統合することを考えている。こういった場合は、どこまでの工事が住宅改修の支給対象となるか。   | 既存の居室の床材変更のみが支給対象となりますので、壁の撤去や統合する隣室に係る工事費は支給対象とはなりません。  |

| 項目          | 質問   | 回答   |
|-------------|--|--|
| 引き戸等への扉の取替え | 扉そのものを取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となるか。                | 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。 |
|             | 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。             | 既存の引き戸が重く身体状況によって開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。                      |
|             | 門扉の取替えは住宅改修の支給対象となるか。                                      | 身体状況に合わせた引き戸等への扉の取替えであれば支給対象となります。   |
|             | 扉の撤去のみも住宅改修の対象となるか。  | 扉の撤去については「引き戸等への扉の取替え」に含まれるため、身体状況等を勘案して必要であると判断されれば支給対象となります。   |
|             | 「折れ戸から引き戸」「引き戸から折れ戸」は住宅改修の対象となるか。                          | 身体状況から必要性が明らかであれば住宅改修の対象となります。   |
|             | 排泄に介助が必要なため、介助スペースを確保すべくトイレの開き戸を内開きから外開きにした場合は住宅改修の対象となるか。 | 介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介護する者の負担軽減につながる場合は住宅改修の対象となります。  |
|             | 要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し新たに扉を設置する場合、扉の取替えの対象となるか。    | 読んで字のごとく扉の「取替え」が対象となるため、新設については対象とはなりません。  |

| 項目             | 質問   | 回答   |
|----------------|--|--|
| 洋式便器等への便器の取り替え | <p>リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の対象となるか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げする工事<br/>②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合<br/>③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p> | <p>①については支給対象となります。</p> <p>②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えありません。</p> <p>③補高便座の設置は住宅改修ではなく特定福祉用具購入の支給対象となります。</p> |
|                | 和式便器からウォシュレット機能が付加された洋式便器への取替えは住宅改修費の支給対象となるか。   | 商品としてウォシュレット付の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、ウォシュレット付の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。ただし、工事を行うに当たり、電源の配線工事については支給対象には含まれません。   |
|                | 既存の洋式便座をウォシュレット機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。  | 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためとなっています。よって、ウォシュレット機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は支給対象外となります。  |
|                | 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するのは住宅改修に該当するか。  | 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。   |
|                | 便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、(1)浄化槽設置工事、(2)公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事を指すのか。  | 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の、「水洗化」の工事を対象から外しています。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。                        |
|                | 和式トイレを洋式トイレに変更する際に下記の工事は付帯工事として支給対象となるか。<br>①汲み取りの埋め戻し工事<br>②洋式トイレから合併浄化槽までの配管<br>③タオル掛け<br>④トイレトーパー紙巻き  | ①から④いずれも支給対象にはなりません。ただし、②に関しては屋内配管は対象とします。   |
|                | 個人事業者で店舗と家のトイレを共有している。家には他のトイレはなく、トイレは店舗の中にある。この場合の対象となるか。   | 原則としては店舗部分に関しては対象外となりますが、家にトイレが無い場合、本人の日常生活動作を行う上で必要な改修と認められるので対象となります。ただし、申請時の理由書・平面図にトイレが1つしかないことがわかるよう記載してください。   |
|                | 夜間用に福祉用具購入費でポータブルトイレを購入したが、日中利用している和式トイレを洋式トイレに変更した場合は住宅改修の対象となるか。   | 福祉用具と住宅改修との併用は、用途が異なれば可能です。今回は、夜間用のポータブルトイレ購入と日中用の便器の変更のため、昼夜で用途が異なり、両方とも介護保険の給付対象となります。   |
|                | 便器の位置や方向を変更するにあたり、トイレ自体の拡張が必要となった場合、この拡張に係る費用は付帯工事費として住宅改修の支給対象となるか。   | 壁を撤去するなどしてトイレスペース自体の拡張を行うことは付帯工事としては認められません。ただし、既存のトイレスペースに小便器と和式の大便秘器があり、その2つの便器を撤去して洋式の便器を設置する場合に小便器と大便秘器の区画をしていた壁等を撤去するだけであればトイレスペース自体の拡張には当たらないため付帯工事として取り扱います。  |

| 項目  | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| その他 | 住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるか。                               | 竣工日以降に手すりを設置する場合は、住宅改修の支給対象となります。   |
|     | 賃貸住宅で手すりを設置した場合、退去時の原状回復費用も住宅改修の支給対象となるか。  | 住宅改修の支給対象にはなりません。   |
|     | 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。   | 介護保険の住宅改修は、介護保険証に記載されている住所地の住宅のみが対象となります。お尋ねの場合であれば、この住宅に住民票が移されていれば住宅改修の支給対象となります。   |
|     | 現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。                   | 入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので、住宅改修費が支給されることはありません。ただし、退院の期日が決定している場合は、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に市に確認をすうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えありません。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものではありませんが、同様に取扱って差し支えありません。<br>ただし、退院・退所する予定で住宅改修を着工し、完成したものの、何らかの理由で本人が退院・退所できなかった場合や、死亡してしまった場合については申請をすることはできません。 |
|     | 在宅状態であった被保険者が住宅改修中に死亡した場合には、完成部分については給付対象となるか。又は、申請時に被保険者が死亡していることから認めないとして却下されるか。   | 死亡時に完成している部分までが支給対象となります。   |
|     | 在宅サービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が着工後に容態の急変により入院し、退院に見通しが見えない場合に、要介護者から住宅改修の申請があった場合は支給対象となるか | 要介護者が入院するまでに完了していた部分については支給対象となります。   |
|     | 家族が建設業を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。                                   | 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみを住宅改修費の支給対象とすることとされています。<br>ただし、お尋ねの場合については改修工事を家族が事業者として請け負い、見積書や領収書をその事業者名義として発行するのであれば工賃も対象とします。  |
|     | 段差解消のために居室のかさ上げを行いたいが、施工費用が20万円をオーバーするため、双方とも要介護認定を持っている夫婦が合算で申請した場合どういった取り扱いとなるか。   | 1か所の改修に対して2人での重複申請は認められません。ただし、同じ部屋でも夫が床のかさ上げの改修で申請を行い、妻が手すりの取り付けで申請をするといった場合は対象となります。  |
|     | 現在、施設に入所しており、月1回の外泊を行うために住宅改修の申請を行うことは可能か。   | 住宅改修は在宅サービスであり、施設入所により施設サービスを受けている間は在宅サービスを受けることはできないため、お尋ねのケースで申請することはできません。<br>なお、ロングショートステイ利用中の方に関しても同様の取り扱いとなります。   |
|     | 過去に申請者の親が介護保険の住宅改修を行った家で、今回、申請者が住宅改修の申請を行うことは可能か。                                    | 介護認定を受けた方ごとに申請が可能であるため、お尋ねの件については申請可能となります。   |
|     | 過去に住宅改修を行った被保険者の要介護度が3段階以上高くなった場合、限度額のリセットはいつ時点の要介護度が基準となるか。                         | 一番古い住宅改修を行った時点での要介護度が基準となります。<br>なお、段階のカウントの際には要支援2と要介護1は同じ段階であることに注意してください。  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| その他 | 10万円分の住宅改修を実施した旧家屋をいったん取り壊したうえで、新家屋を建てた場合、「転居した場合の例外」に該当するとして、改めて限度額がリセットされるか。 | 現地での建て替えの場合は転居には該当しないため、リセットの対象外となり、旧家屋の支給実績を引き継ぐことになります。   |
|     | 手すりの設置等のバリアフリー改修を行う際に、さぬき市が行っている「住宅リフォーム支援事業」と介護保険の住宅改修費支給は併用できるのか。            | 併用は可能ですが、重複は不可となります。具体的には、在宅リフォーム支援事業は介護保険の住宅改修費の支給対象となった部分の工事費(住宅改修費の給付額ではなく工事費全体)を除いたものが対象となります。            |
|     | 生活保護受給者の住宅改修にあたり注意すべきことはあるか。   | 生活保護受給者が住宅改修を行う場合は「受領委任払い(1割のみ立て替えて負担)」となります。立て替えた費用に関しては、介護扶助の対象となることから後日保護費として支給されるため、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。 |